

(別記 1 別紙)

## 農地中間管理事業等推進事業

第 1 要綱本文第 11 の 1 に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、1 により算定された額とします。

なお、別表 2 の区分欄の 2 の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」とは、「定額（7/10 相当）」とします。

### 1 算定方法

① 事業費×定額（7/10 相当）

② なお、事業費には、別表 2 の内容欄に規定している補助対象経費の他に、都道府県等が事業実施のために実質的に負担している 2 の経費（以下「実質的負担額」といいます。）を含めることができることとします。

### 2 実質的負担額について

① 都道府県から機構への併任・派遣職員等の報酬・給料・職員手当等・旅費

② 臨時雇用職員の賃金・報酬・給料・職員手当等

③ 会場借料、事務所使用料及び自動車使用料

④ ①から③までに掲げるもののほか、地方農政局長等が特に必要と認める経費

第 2 第 1 の 1 については、事業実施後の事業完了報告（要綱本文の第 6 の 5 の（1）及び（3）並びに第 7 の 2 をいいます。）においても、同様とします。

第 3 都道府県は、第 1 の 2 の実質的負担額を事業費に含める場合には、別紙様式第 4-1 号の 2 の（3）実質的負担額の内訳が確認できる書類等を整備するものとし、地方農政局長等の求めに応じて提出するものとします。

第 4 第 1 の 2 の実質的負担額における人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に従うものとします。

(別記2)

## 遊休農地解消緊急対策事業

### 第1 目的

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構が遊休農地を借り受け、解消するために必要となる経費を支援します。

### 第2 本事業の対象

- 1 <sup>\*</sup>農用地区域内の農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地とします。
- 2 機構が農地中間管理権（使用貸借のみとします。）を10年以上設定し、機構が遊休農地を借受け・解消した年度から翌年度までに貸付け又は研修事業への活用が見込まれる遊休農地を対象とします。

### 第3 対象となる経費

草刈り、除礫、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。）、耕起・整地に係る経費その他必要と認められる経費を対象とします。

ただし、「その他必要と認められる経費」については、事前に地方農政局等へ協議することとします。

### 第4 交付単価及び交付額

- 1 交付単価は、10アール当たり43千円を上限とします。
- 2 交付額は、実際に遊休農地の解消に要した経費又は1の交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額のいずれか小さい方とします。

(別記3)

## 機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業等）

### 第1 目的

機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とします。

### 第2 事業実施地域

本事業の対象農地は、<sup>※</sup>農業振興地域内の農地とします。

また、東日本大震災の津波被災地域等に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、本事業の中で支援することとします。

### 第3 事業の内容

#### 1 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付します。

#### 2 集約化奨励金交付事業

地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、第6により奨励金を交付します。

#### 3 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、第7により協力金を交付します。

#### 4 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する1から3までの協力金及び奨励金の交付に要する経費を第8により補助します。

### 第4 都道府県基金事業の事業資金の取崩及び国による補助

1 都道府県は、既に造成している都道府県基金事業の事業資金から第3の事業に必要な経費を取り崩すことができます。

2 国は都道府県に対して、予算の範囲内で第3の事業に必要な経費を補助します。

## 第5 地域集積協力金交付事業

### 1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

- (1) 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域（令和5年度及び令和6年度においては、地域計画の策定に向けた協議<sup>※</sup>の場が設けられている区域を含む。）に含まれていること。

- (2) 構成戸数が複数戸であること。  
(3) 農地面積が農地台帳により明確であること。

### 2 一度定めた「地域」の取扱い

- (1) 本協力金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を2回目以降の交付額の算定に用いることを原則とします。  
(2) ただし、本協力金の交付を受けた後に地域計画の区域が変更された場合など、その後の事情の変化で「地域」の範囲を見直すことが必要であると市町村が認める場合は、都道府県と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができます。

### 3 交付要件及び交付単価

#### (1) 交付要件

ア 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- (ア) 交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも10%以上であること。

- a 新たに担い手に集積される農地面積  
b 機構から転貸若しくは特定農作業委託又は機構を通じて特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積（計画を含みます。）から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託される前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

注：「新たに担い手に集積」とは、機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託された日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託されるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手

に貸し付け又は特定農作業委託されること及びこれと一体的に機構を通じて担い手に特定農作業受託されることをいいます。

(イ) 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域((3)のアの(イ)に該当する「地域」)及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上。以下同じです。)の<sup>※</sup>団地面積の割合が事業実施年度の前年度の2月末から事業実施年度の2月末までに10ポイント以上増加すること。

イ 一般地域((2)のアの(ア)に該当する「地域」)又は中山間地域((2)のアの(イ)に該当する「地域」)の区分1にあっては、4の(1)の機構の活用率の算出における機構への貸付総面積及び機構の農作業委託総面積に占める1ha以上(中山間地域については0.5ha以上)の<sup>※</sup>団地面積が10%以上であること。

ウ 機構を通じた農作業委託に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。ただし、<sup>※</sup>管理耕作を行っている農地は対象外とします。

(ア) 農作業委託する者は、農用地利用集積等促進計画により、機構に農作業委託していること。

(イ) 委託期間は10年以上とすること。

(ウ) 「地域」内の機構への貸付農地と一体的に取り組むこと。

## (2) 交付単価

ア 4の(1)の「機構の活用率」に応じて、該当する区分に規定する「交付単価」とします。

(ア) 一般地域((イ)の地域以外)

区分1：機構の活用率が20%超40%以下・・・1.0万円/10a

区分2：機構の活用率が40%超70%以下・・・1.6万円/10a

区分3：機構の活用率が70%超80%以下・・・2.2万円/10a

区分4：機構の活用率が80%超・・・2.8万円/10a

(イ) 中山間地域

区分1：機構の活用率が4%超15%以下・・・1.0万円/10a

区分2：機構の活用率が15%超30%以下・・・1.6万円/10a

区分3：機構の活用率が30%超50%以下・・・2.2万円/10a

区分4：機構の活用率が50%超80%以下・・・2.8万円/10a

区分5：機構の活用率が80%超・・・3.4万円/10a

ただし、前年度以前に地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けており、かつ、再度交付申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請することとします（別記3別表1の2に掲げる区域は除きます）。

イ 別記3別表1に掲げる市町村の地域等にあつては、アの（ア）及び（イ）の交付単価に0.3万円/10aを加算します。

ただし、機構を通じて農作業委託した農地面積は除きます。

ウ 機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価については、アの（ア）及び（イ）の交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

### （3）中山間地域の交付単価の適用範囲等

ア （2）のアの（イ）の中山間地域の交付単価を適用する「地域」は、以下の全てに該当する「地域」とします。

（ア） 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2の「地域別農業振興計画」において、本事業の実施について位置付けられていること。

（イ） 「農林統計に用いる地域区分について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準（旧市区町村別）に該当すること

イ 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であつて、アの（ア）に該当する「地域」に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用します。

### （4）一般地域と中山間地域が混在する「地域」の場合の交付額の算定方法

1の「地域」内に一般地域と中山間地域が混在している場合は、それぞれの地域ごとの「機構の活用率」及び「交付対象面積」を用いて算定した額を合算して交付額を算定するものとします。

## 4 交付額

（1）の「機構の活用率」に応じて、3の（2）に定める「交付単価」に（2）の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

### （1）機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

注1：「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付等面積を含む合計面積）とします。

注2：「機構の農作業委託総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構を通じて農作業委託した農地の総面積（委託を解消したものを除きます。）とします。

注3：分母となる「「地域」の農地面積」については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができます。

## (2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

$$\text{交付対象面積（貸付）} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付等面積}}{\text{貸付期間6年未満の農地面積}}$$

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託面積}$$

注1：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条に基づく権利及び義務の承継の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとします。なお、(1)の機構の活用率の算出の際は、当該農地を含めるものとします。

注2：「対象期間内の貸付面積」とは、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積とします。

また、機構に貸し付けられた遊休農地については、「対象期間内の貸付面積」から除くものとしますが、当該遊休農地と隣接する農地の耕作者が当該遊休農地を借り受ける場合に限り、「対象期間内の貸付面積」に含めることができます。

なお、この取扱いは、「対象期間内の農作業委託面積」についても、同様とします。

注3：「再貸付等面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けら

れ、又は機構を通じて農作業委託されたことのある農地で、機構との貸借（委託）期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とします。

注4：「対象期間内の農作業委託面積」とは、対象期間内の貸付面積以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積とします。

ただし、地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外とします。

## 5 交付金の使途

市町村は、都道府県から交付を受けた本協力金につき、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、その使途を自ら決めることができます。

なお、本協力金の交付を受けた「地域」が、話し合いにより自ら交付金の使途を決定した場合には、その内容を市町村に報告してください。

## 6 交付金の返還

市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない地域が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金を当該地域に返還させることとします。

## 7 留意事項

市町村は、本協力金の交付に当たり、「地域」において交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとします。

ア 農地利用の現況と計画（目標）が分かる図面（担い手毎の集積・集約化の状況が分かる図面等）と農地台帳との突合等により、面積の確認を行うものとします。

イ さらに、「地域」の話し合いへの参画、「地域」の代表者や担い手農業者等からの聞き取り等により、計画に関する同意が得られていることを確認するものとします。

ウ 農作業委託については、農地利用の効率化を図る観点から、集約化に配慮し、受託者が選定されていることを確認するものとします。

## 第6 集約化奨励金交付事業



## 1 交付対象地域

第5の1及び2に準ずることとします。

## 2 交付要件及び交付単価

### (1) 交付要件

ア 事業実施年度の前年度の2月末から目標年度(事業実施年度の翌々年度。以下同じです。)の2月末までに以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。

(イ)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。

(ウ)同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が1.5倍以上となること。

イ 機構を通じた農作業受託に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。

(ア)農作業受託を受ける者は、農用地利用集積等促進計画により、機構から農作業受託していること。

(イ)受託者の決定に当たっては、機構の事業規程で定める貸付先ルールに即した検討が行われるよう、機構が「地域」の話し合いの段階から農地利用調整に参加すること。

### (2) 交付単価

ア 2の(1)の交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とします。

区分1：2の(1)の(ア)・・・1.0万円/10a

区分2：2の(1)の(イ)又は(ウ)・・・3.0万円/10a

イ 機構を通じた農作業受託の農地面積については、アの交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

## 3 交付額

(1) 2の(2)の交付単価に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

### (2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

ただし、集約化奨励金の交付を受けたことのある農地(令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金事業のうち集約化タイプの交付を受けたこと

ある農地も同じです。) は対象外とします。

交付対象面積 (転貸)	= 対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積
----------------	---------------------------

交付対象面積 (受託)	= 対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積
----------------	------------------------------

注1：「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

注2：「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積とします。

注3：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とします。

#### 4 交付金の使途

第5の5に準ずることとします。

#### 5 交付金の返還

(1) 市町村は、第6の事業に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った集約化奨励金の差額を当該地域に返還させることとします。

(2) 市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った集約化奨励金を当該地域に返還させることとします。

#### 6 留意事項

第5の7に準ずることとします。

### 第7 経営転換協力金交付事業

#### 1 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地所有者（個人又は法人）とします。

- (1) 農業部門の減少により経営転換する農業者
- (2) リタイアする農業者

(3) 農地の相続人で農業経営を行わない者

## 2 交付要件

(1) 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

機構に対し、全ての自作地<sup>\*</sup>を10年以上貸し付けることが必要です。  
ただし、以下の自作地を除きます。

ア 農業振興地域外の自作地

イ 農業振興地域内の10a未満(畦畔を除いた面積とします。)の自作地

ウ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地

エ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地

(2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

機構に対し、全ての自作地<sup>\*</sup>を10年以上貸し付けることが必要です。  
ただし、以下の自作地を除きます。

ア 農業振興地域外の自作地

イ 農業振興地域内の10a未満(畦畔を除いた面積とします。)の自作地

ウ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地

(3) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は、農業経営を目的として利用権の設定を受けている農地又は特定農作業受委託契約に基づき農作業を受託している農地がある場合には、これらを解除することが必要です。

(4) 遊休農地の所有者はこれを解消することが必要です。ただし、所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明した場合は、遊休農地の解消に係る交付要件を満たしたものとみなします。

(5) 自作地<sup>\*</sup>に共有農地が含まれる場合において、交付を受けた本協力金に関し共有持分を有する相続人と調整等が必要な場合は、交付申請者が行ってください。

また、機構法第22条の3に掲げる共有者不明農用地等に係る公示又は農地法第41条に掲げる都道府県知事の裁定の手続により機構が利用権の設定を受けた農地が、自作地に含まれる場合にあっても、同様です。

(6) 交付対象者は、交付決定後10年間、次のことを行えません。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者

農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託（新たな相続により農地を取得した場合、交付申請時に貸し付けていた所有農地について、貸借期間の満了又は合意解約により使用収益権を回復した場合には、（２）に準じて機構に農地を貸し付けることが必要です。）

（７）機構に貸し付けた農地が、全く転貸又は特定農作業委託されない場合は交付を行いません。

また、交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受けた場合は交付対象になりません。

（８）本協力金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度以降に再度本協力金の交付を受けられません。また、以下の補助金の交付を受けた者及びその相続人は本協力金の交付を受けられません。

ア 戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 及び担い手への農地集積推進事業実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 432 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 に基づく経営転換協力金

イ 地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に基づく被災地域農地集積支援金及び改正後の同実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 462 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に基づく経営転換支援金

### 3 交付額

平成 31 年 1 月以降に機構に貸し付けられた農地であって、毎年度 12 月末までに交付申請があった農地面積（畦畔面積を含みます。）に応じ、以下の金額を交付します（交付申請の時期が、令和 5 年度を過ぎた場合は交付されません。）。ただし、遊休農地については、機構が借り受けた場合であっても当該農地面積には算入しません。

令和 5 年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0 万円/10a（上限 25 万円/戸）

なお、令和 5 年度は、機構に貸し付けられた農地の全部又は一部が、機構に貸し付けられた日の属する年度と同一年度内に第 5 の地域集積協力金交付事業又は第 6 の集約化奨励金交付事業（以下「地域集積協力金交付事業等」といいます。）の交付申請を行う「地域」に含まれる場合についてのみ交付対象とします。

### 4 交付金の交付

### (1) 交付申請手続

1の交付対象者は、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、同一年度内に地域集積協力金交付事業等の交付を受け、かつ本協力金の交付対象農地の最大の面積が含まれる「地域」の市町村に対し提出してください。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記3様式第1号）」

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記3様式第2号）」

### (2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に対し交付します。

交付対象者が交付対象農地を複数市町村に所有している場合には、関係する市町村において情報交換を行い、申請のあった市町村が、全ての自作地分について交付を行います。

## 5 交付金の返還

市町村長は、経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付要件を満たさなくなることが明らかとなった場合には、交付を行った経営転換協力金を交付対象者に返還させることが必要です。

ただし、<sup>\*</sup>土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は、返還させる必要はありません。

## 第8 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は、第5、第6及び第7の事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます。

## 第9 農地集積・集約化状況の報告等

1 市町村は、第3の1の地域集積協力金交付事業及び第3の2の集約化奨励金交付事業の交付対象地域ごとに、事業実施年度から事業実施年度の翌々年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとしします。

報告事項及び様式については、農林水産省が別途定めるものとしします。

2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化

の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該「地域」に対して適切な指導を行うものとします。

なお、地域集積協力金交付事業で目標達成計画の作成「地域」のうち、目標年度において交付要件を達成していない「地域」又は、集約化奨励金交付事業の実施「地域」のうち、目標年度において交付要件を満たしていない「地域」があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。

都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとします。

- 3 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、その内容を点検し、必要に応じて都道府県知事を指導するものとします。
- 4 地方農政局長等は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、農地集積・集約化の状況、生産コスト低減の状況等について報告を求めることができるものとします。

## 第10 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記3別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である<sup>\*</sup>利用権設定等期間（<sup>\*</sup>旧農地利用集積円滑化団体又は<sup>\*</sup>旧農地保有合理化法人との間で締結した<sup>\*</sup>白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

- 1 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間で合意解約されること、農地所有者が、補助金の交付要件を満たす残存期間以上の間、当該農地を機構に対し貸し付けること。
- 2 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間から農地所有者と機構との間に移転されること。

## 第11 その他留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記3様式第1号及び第2号の別添により適切に取り扱うよう留意してください。
- 2 本事業に関連する農地に関する契約は、全ての関係者の合意のもと設定又は解約されるよう、留意してください。

- 3 経営転換協力金の交付対象者の農業用機械の取扱いについては、集落・地域の話合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討することが望ましいと考えています。
- 4 都道府県は毎年度、第3の1の地域集積協力金交付事業及び第3の2の集約化奨励金交付事業の推進方針を作成し、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。
- 5 交付対象の選定方法
  - (1) 本事業は、各都道府県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、都道府県はあらかじめ配分基準を定めておくものとします。
  - (2) (1)の配分基準は、地域の実情も踏まえつつ、担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から定めるものとします。
  - (3) 都道府県は、(1)で定めた配分基準について、市町村、農業者等への周知を行うものとします。

(別記3別表1)

1 以下の市町村の区域のうち、津波により流失や冠水等の被害を受けた農地を含む地域。

県名	市町村名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 檜葉町 広野町 いわき市
茨城県	北茨城市 高萩市 日立市 東海村 鹿嶋市 神栖市
千葉県	銚子市 旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市

資料：農林水産省統計部、農村振興局「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（平成23年3月）」

2 以下の市町村の区域のうち、避難解除等区域又は特定復興再生拠点区域

県名	区域名
福島県	田村市 南相馬市 飯舘村 川俣町 浪江町 葛尾村 双葉町 大熊町 富岡町 川内村 檜葉町 広野町



(別記3別表2)

事業（補助金）名	通知番号（農林水産事務次官依命通知）
地域農業経営再開復興支援事業（被災地域農地集積支援金）	平成23年11月21日付け23経営第2262号
戸別所得補償経営安定推進事業（農地集積協力金）	平成24年 2月 8日付け23経営第2955号
担い手への農地集積推進事業（農地集積協力金）	平成25年 5月16日付け25経営第 432号

## 経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 - )			
		都道府県	市区町村		
電話	- -	FAX	- -		

(1) 経営面積

自作地	借地	合計
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まれます。

(2) 廃止する農業部門

機構への貸付前に経営していた農業部門

廃止する農業部門

番号	品目	番号	品目

番号欄には、以下の農業部門の番号を記載して、品目を記入して下さい。

- ① 土地利用型作物 ② 露地野菜等
- ③ 施設野菜 ④ 露地果樹
- ⑤ 施設果樹 ⑥ 露地花き
- ⑦ 施設花き ⑧ 茶
- ⑨ 牧草 ⑩ サトウキビ
- ⑪ その他(上記以外の農業生産部門)

(3) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所在	地番	地目	面積
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
合計面積			m <sup>2</sup>
交付申請面積(a単位)			a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ 各筆毎の面積はm単位とし、1m未満は切り捨てて記入してください。

※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(4) 耕作等を続ける農地

自作地	借地	合計
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	-----	--	-------------------------------

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

## 経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 - )			
		都道府県	市区町村		
電話	-	-	FAX	-	-

(1) 経営面積

自作地	借地	合計

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まれます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所在	地番	地目	面積
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
合計面積			m <sup>2</sup>
交付申請面積(a単位)			a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。  
 ※ 各筆毎の面積はm<sup>2</sup>単位とし、1m<sup>2</sup>未満は切り捨てて記入してください。  
 ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。  
 ※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(3) 耕作等を続ける農地

自作地	
	m <sup>2</sup>

※ 耕作等を続ける農地は10a未満である必要があります。(特定農作業委託を行っている農地も自作地を含み)  
 ※ 借地や特定農作業受託している農地がある場合には、これらを解除する必要があります。

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	-----	--	-------------------------------

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

(別記3様式第1号及び第2号の別添)

### 個人情報の取扱い（例）

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

#### 機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 （注1）	農地集積・集約化等対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、農地利用効率化等支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 （※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること）
関係機関 （注2）	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等 （※ その他追加する機関があれば追加すること）

(別記4)

## 機構集積支援事業

### 第1 目的

担い手への農地集積・集約化を目的として設立される農地中間管理機構が実効性をもって機能していくためには、同機構と連携・協力関係にある農業委員会等が効果的かつ効率的に業務を遂行できるようにする必要があるため、農業委員会等が行う以下の事業に必要な経費を支援します。

### 第2 事業の内容

#### 1 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

##### (1) 農地の利用関係の調整

農地の利用関係の調整・あっせん等については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地法第3条の2第1項に基づく勧告、同条第2項に基づく許可の取消し及び同条第3項に基づくあっせんその他必要な措置に関する調査・調整

イ 農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の報告等による農地所有適格法人等の台帳の作成・整理、同条第2項に基づく勧告、同条第3項に基づくあっせん及び同法第14条第1項に基づく農地所有適格法人に対する立入調査

ウ 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介に関する調査・調整

##### (2) 農地の利用状況等の調査

農地の利用状況等の調査については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地の利用状況等の調査

農地法第30条第1項、第2項及び第31条第2項に基づく農地の利用状況調査

イ 所有者等への利用意向調査

(ア) 農地法第32条及び第33条に基づく利用意向調査に係る権利関係等の調査・調整

(イ) 農地法第34条に基づく遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整を踏まえた利用関係調整簿の作成並びに作成に要する調査

(ウ) 農地法第35条に基づく農地中間管理機構等への通知及び必要な調整

(エ) 農地法第36条に基づく所有者等（農地の所有者又はその農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者をいいます。以下同じです。）に対する勧告、農地中間管理機構への勧告した旨の通知及び必要な調整

##### (3) 所有者不明の農地の権利関係調査

所有者不明の農地の権利関係の調査等に要する経費を支援します。

また、機構法等に基づき行われる所有者不明の農地について所有者に関する情報

の探索等にかかる経費を支援します。

(4) 農地等訴訟等事務処理

農業委員会等を当事者又は参加人とした農地等の権利移動の処分等に対する訴訟事件の処理等については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 訴訟事務に関する活動

イ 行政不服審査事務に関する活動

(5) 農地等の台帳の調査等

農地台帳の整備については、次に掲げる活動に要する経費を支援します（アからオまでに係る経費は農業委員会サポートシステムに関するものに限ります。）。

ア 農地等の所在、所有者等の調査

イ 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出及び農地法第30条等に基づく農地の利用状況調査の結果等の入力

ウ 農地利用最適化推進委員及び農業委員が把握した農地等の所有者等の意向の入力

エ 農地法施行規則第102条に基づく住民基本台帳及び固定資産課税台帳（以下「住基・固定台帳」といいます。）との照合作業に要する経費

オ その他本事業を実施するために必要なシステムの活用等に要する経費

(6) 農地の権利移動・借賃等調査

農地法第52条に基づく農地の権利移動・借賃等の動向等に関する情報の収集、整理、分析及び情報の提供については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地法、基盤強化法及び機構法による農地の権利移動及び転用の状況等について、1月から12月までの権利移動等に係る次に掲げる事項の把握

(ア) 耕作目的の権利の設定・移転に関する事項

(イ) 貸借の終了に関する事項

(ウ) 農地等の転用に関する事項

(エ) その他農地の権利移動に関する事項

イ 次に掲げる事項を掲載した賃借料情報（過去1年間の地域の実勢を踏まえ、農地の賃借権を設定する際の目安となるものをいいます。）の提供

(ア) 賃借料情報を提供した地域（区分）名

(イ) 地域（区分）別の賃借料の平均額

(ウ) 地域（区分）別の賃借料の最高額

(エ) 地域（区分）別の賃借料の最低額

(オ) 集計に用いたデータを収集した期間

(カ) 集計に用いたデータ数

ウ ア及びイに掲げる事項以外の農地に関する情報収集

(7) その他

(1) から (6) までに定める活動に関する次に掲げる活動に要する経費について支援します。

ア 関係資料の収集・作成・整理・提出

イ 関係機関との会議又は打合せ

## 2 農地の有効利用を図るための支援事業

農業委員会等が、優良農地の確保・農地の有効利用を図るために行う農業委員会等の資質向上のための研修の実施等の活動に要する経費を支援します。

### (1) 農業委員等の資質向上のための研修の実施等

ア 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員並びに農業者等に対し、必要な知識を取得させることを目的とした研修の実施

イ 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員に対し必要な知識を取得させることを目的とした研修への参加

### (2) その他

(1) のア及びイに定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動

## 3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる農業委員会ネットワーク業務に係る活動に要する経費を支援します。

### (1) 農業委員会等に対する支援

ア 農業委員会等相互の連絡調整

イ 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表

ウ 農業委員会の農業委員及び職員並びに農業者等に対する農地及び農業経営等に関する研修等の実施

(ア) 農業委員等の研修

(イ) 中央研修会への出席

(ウ) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動

エ 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導及び助言

オ 農業委員会が行う農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動や目標地図の素案作成等を円滑に遂行するために実施するための巡回等による支援

カ エ及びオを行うために必要な都道府県農業委員会ネットワーク機構の体制整備

### (2) 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供

### (3) 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席

### (4) その他

(1) から (3) までに定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動

## 4 全国的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる事業に要する経費を支援します。

### (1) 情報収集・分析事業

## ア 調査等の内容

(ア) 農作業の受委託、請負料金及び賃金の設定状況等の実態調査

(イ) 田畑の売買価格に関する調査

(ウ) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構による活動を支援するために経営局長が必要と認めた調査

## イ 調査員の設置

事業実施主体は、アに掲げる調査を的確に実施するため、調査項目ごとにその内容を理解し、調査を適切に実施できる者を調査員として指名し、調査の企画立案、調査要領の作成及び調査結果の取りまとめ・分析等を行わせるものとします。

## (2) 情報提供・指導事業

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象にした、農地利用の最適化の推進に関する制度や手法等を修得させるための研修会の実施

イ 都道府県農業委員会ネットワーク機構が農業委員会等に対して効率的に研修を実施することができるようにするための教材の作成

ウ 農業委員会等の取組状況についての点検等

(ア) 農業委員会系統組織として、農地利用の最適化の推進に関する年間の目標や取組方針を定め、農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に周知徹底するための、全国段階又は都道府県段階における、担当者を対象とした会議の開催

(イ) (ア) で定めた目標を達成するための、農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の取組状況の確認、取組状況が不十分な農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の活動の課題や改善方法の検討並びに指導・助言の実施

## 5 農業委員会サポートシステム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会サポートシステムの管理に必要な次に掲げる事業に要する経費を支援します。

### (1) 農業委員会サポートシステムの管理・運用

農業委員会サポートシステムを管理・運用するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア 農業委員会サポートシステムを管理する上で必要な農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関との調整

イ 農業委員会サポートシステムの利用促進に必要な農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関に対する研修会の実施及び指導・助言

ウ 農業委員会サポートシステムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応

エ その他農業委員会サポートシステムの管理・運営に必要な取組

### (2) 農業委員会サポートシステムの保守・運用



農業委員会サポートシステム管理事業のうち、農業委員会サポートシステムの保守・運用については、全国農業委員会ネットワーク機構が、同システムの保守・運用を実施する事業者を公募の上選定することとし、選定された事業者が行う以下の経費を支援します。全国農業委員会ネットワーク機構は、確実に農業委員会サポートシステムの保守・運用を行うことができるとともに、必要なシステム改修等について提案できる事業者を選定し、事業者との契約に当たっては、公募随意契約により事業者と契約することとします。

- ア 農業委員会サポートシステムの保守・運用に必要となるソフトウェア等の保守・運用
- イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用に必要となるサーバー設備等の保守・運用
- ウ 農業委員会サポートシステムに係るヘルプデスク業務
- エ その他農業委員会サポートシステムの保守・運用に必要な取組

(3) 農業委員会サポートシステムを活用した照合作業の支援

農業委員会サポートシステムを活用した、農地台帳と住基・固定台帳との照合作業を支援するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

- ア コードの変換、紐付け等照合作業に係る初期設定
- イ その他照合作業に必要な支援

### 第3 事業実施の要件

事業実施の要件は、事業実施計画を提出する時点において、次の事項が確認できること（事業実施主体が市町村の場合を除きます。）とします。

なお、事業実施主体は、事業実施計画を提出する時点において、地方農政局長等が当該要件を満たしているか確認できる書類（議事録又は活動計画等）を提出してください。

1 第2の1及び2の事業の要件

- (1) 農地等の権利移動の許可等の可否の審査に当たっては、審査基準の全ての項目ごとに区分し、申請書等に記載された内容が当該審査基準の項目ごとに、その判断の根拠を明確にして実施すること。
- (2) 農地法第30条に基づく利用状況調査の範囲は、利用状況調査を実施する農業委員会内の区域内にある全ての農地（ただし、災害等により現地に立ち入れないなど外因的理由で実施できない場合を除きます。）とし、農地台帳に基づいた適正な調査を実施すること。

また、農地法第32条又は第33条に基づく利用意向調査については、所有者等から表明された意向の内容を勘案しつつ、農地中間管理機構及び市町村等の関係機関と連携し、農業上の利用の増進が図られるよう、農地の利用関係の調整等を実施すること。

- (3) 総会及び部会（以下「総会等」といいます。）の議事録には、審議過程の全てを要約することなく、詳細に記載すること。

- (4) 農業委員会が活動計画を策定し、その活動結果の点検評価を行うこと。
  - (5) 総会等の議事録及び活動計画並びに活動の点検評価結果を市町村のホームページなどで公表すること。
  - (6) 農地法第 52 条の 3 に基づく農地台帳及び農地に関する地図の公表を実施すること。
- 2 第 2 の 2 及び 3 の事業の要件  
農業委員への女性の登用促進を目的とした周知活動等を実施すること。

#### 第 4 事業実施における留意事項

##### 1 第 2 の 1 の事業の留意事項

###### (1) 農地の利用状況等の調査

遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整に関し、関係機関又は所有者等との協議又は打合せ等を行った場合には、事業実施主体は、別記 4 様式第 1 号により調整した農地、協議・打合せ等の概要等必要な情報を速やかに記録の上、整理・保存してください。

###### (2) 農地等の台帳の調査等

農地等の所在、所有者等の調査には、農地法第 52 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の調査が含まれます。

##### 2 第 2 の 2 の事業の留意事項

###### (1) 毎年度、当該年度の実施時期、研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画に基づき実施してください。

なお、当該研修実施計画の作成に当たっては、必要に応じて地域の農業関係機関・団体等と連携して作成してください。

###### (2) 研修は、講義、研究討議、演習等により実施してください。

###### (3) 受講者には、研修の終了後、速やかに研修に関するレポートを提出するようにしてください。

###### (4) 研修には、女性農業委員の活動に係る研修が含まれます。

##### 3 第 2 の 3 の事業の留意事項

###### (1) 農業委員会等に対する支援の留意事項

ア 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表を行う場合には、ホームページへの掲載等により行うこととします。また、閲覧者が当該情報を参考に事務の改善ができるよう、取組の内容を詳細に情報提供するものとします。

イ 農業委員等への研修については、毎年度、当該年度における研修の実施時期、研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画を作成し、当該計画に基づき実施してください。

なお、当該研修実施計画の作成に当たっては、地域の農業関係機関・団体と連携して作成してください。

また、研修の実施に当たっては、地域の農業関係機関・団体と共催して実施できるものとします。

- ウ 研修の開催は、管内を数ブロックに分けて実施することができるものとします。
- エ 研修は、講義、研究討議及び演習等により実施するものとします。
- オ 受講者には、研修の終了後、速やかに研修に関するレポートを提出するようにしてください。
- カ 研修内容には、農地制度の適正な運用や農地利用の最適化の推進に関するもののほか、農業委員会サポートシステム（農業委員会等が把握した農地等の出し手・受け手の意向等の情報のデータベース（以下「全国データベース」といいます。）を含みます。以下同じ。）の活用、タブレットの活用、農業経営の合理化、農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援並びに女性農業委員の活動に関するものが含まれます。
- キ 中央研修会の出席については、国及び全国農業委員会ネットワーク機構が農地制度及び農業経営等に関する知識を習得させることを目的として実施する研修に出席できるものとします。

なお、当該研修会に出席した場合、事業実施主体は、農業委員等に対する研修を積極的に実施するとともに、当該研修会に参加した者が講師となって習得した知識を提供する等、農業委員会等への支援に努めてください。
- ク 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動には、都道府県農業委員会ネットワーク機構における「女性農業委員登用促進アドバイザー」の設置や、女性農業者、市町村、関連団体等に対する女性農業委員の登用促進等の普及啓蒙活動が含まれます。
- ケ 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導及び助言には、タブレットの活用に係るものを含みます。

- (2) 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供の留意事項  
農地に関する情報の整理には、農業委員会等から収集した情報の農業委員会サポートシステムへの登録、情報の集計、分析の実施を含みます。
- (3) 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席の留意事項  
会議において、農地法により都道府県農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務に係る事項のみを議題とする場合には、本事業の対象としないものとします。

#### 4 第2の4の事業の留意事項

- (1) 第2の4の(1)の調査の集計を行うに当たって、集計等を補助するための補助員（以下「集計補助員」といいます。）の雇用又は外部委託を行う場合には、公募により選定するものとします。
- (2) 調査員（集計補助員を含みます。以下同じです。）の手当は、実働に応じた対価（日給又は時間給）を支払うものとします。また、その単価は標準的な雇用賃金等を勘案し、事業実施主体が規程等に定めることとします。
- (3) 第2の4の(1)の調査結果については、その概要を事業実施主体のホームページに掲載し、広く活用されるようにするものとします。

- (4) 本事業により作成した資料等の印刷物の発行を行う場合は、無償で配布するものとしします。
- (5) 第2の4の(2)の会議、研修会において使用した資料は、事業実施主体のホームページに掲載するものとしします。
- (6) 第2の4の(2)研修会の開催に当たっては、研修の修了後、速やかに研修会に参加した者に研修に関するレポートを提出させるものとしします。
- (7) 第2の4の(2)の研修会に参加した者は、農業委員等を対象にした研修会において、講師として自らが習得した知識を提供し、農業委員等の資質向上を図るものとしします。
- (8) 第2の4の(2)のイの教材の作成に当たっては、研修を受講する者が農地制度及び農業税制等に関する高度な知識並びに遊休農地所有者等への指導及び農地利用集積の推進等のための地域内での合意形成の手法を取得できるものとするよう留意するものとしします。
- (9) 本事業の実施に当たっては、必要に応じて農業関係団体と連携を図るものとしします。

#### 5 第2の5の事業の留意事項

- (1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、次の取組を実施する場合、事前に農林水産省と協議を行うものとしします。
  - ア 第2の5の(1)のイの研修会
  - イ 農業委員会サポートシステムに係る改修
- (2) 農林水産省は、(1)の協議の結果、必要に応じて条件を付すことができることとしします。
- (3) 研修は、パソコン等を活用した操作研修により実施してください。
- (4) 研修の開催に当たっては、研修の終了後、速やかに受講者に研修に関するアンケートを提出させるものとしします。
- (5) 研修内容には、農業委員会サポートシステムやタブレットの操作方法等に関することが含まれます。
- (6) 全国農業委員会ネットワーク機構は、(4)のアンケート結果を研修毎に取りまとめ、速やかに経営局長に報告することとしします。
- (7) 第2の5の(1)のイの研修会に出席した農業委員会等は、当該研修会が実施された年度の年度末時点で、当該時点での最新かつ正確な情報に農業委員会サポートシステムを更新するものとしします。(ただし、全国データベースに係る内容を含む一体的な研修会を除きます。)
- (8) 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の5の(3)の事業を実施する事業者(以下「照合変換作業事業者」といいます。)を公募の上選定することとし、選定された照合変換作業事業者に照合作業に要する経費を交付します。照合変換作業事業者との契約に当たっては、公募随意契約により契約することとし、確実に照合変換作業を実施できる照合変換作業事業者を選定するものとしします。

## 第5 定期報告

## 1 第2の1、2及び3の事業の定期報告

- (1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について別記4様式第2号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。
- (2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記4様式第3号によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。
- (3) 地方農政局長等は、都道府県知事から報告を受けた場合には、その内容を審査し、事業の実施内容が不適切と認められる場合には、速やかに調査を行い、是正のために必要な指導を都道府県知事を経由して文書にて行うものとします。
- (4) 事業実施主体は、(3)の是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出してください。
- (5) 地方農政局長等は、(4)により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、交付金の一部又は全部を返還させるものとします。

## 2 第2の4及び5の事業の定期報告

- (1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について、第2の4の事業にあつては別記4様式第4号、第2の5の事業にあつては別記4様式第5号により、1月末までに経営局長に報告してください。
- (2) 経営局長は、事業実施主体から報告を受けた場合には、その内容を審査し、事業の実施内容が不適切と認められる場合には、速やかに調査を行い、是正のために必要な指導を文書にて行うものとします。
- (3) 事業実施主体は、(2)の是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を作成し、経営局長に提出してください。
- (4) 経営局長は、(3)により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、補助金の一部又は全部を返還させるものとします。

## 第6 農業委員等の活動の管理

### 1 第2の1、2及び3の事業の管理

- (1) 事業実施主体から賃金、手当及び旅費の支払いの対象となった者は、活動した年月日、活動内容等を記載した日誌を取りまとめ、毎月末日までに事業実施主体に報告してください。
- (2) 事業実施主体は、(1)により報告があつた場合は、速やかに別記4様式第6号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。

### 2 第2の4の事業の管理

- (1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画(別記4様式第7号)を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の下承を得るものとします。また、事業実施主体は、下承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。
- (2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌(別記4様式第8号)を備え、調査員の活動内容(日時、活動内容等)を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末までにホ

ホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。

## **第7 事業に要する経費の使途**

事業に要する経費の使途は、別表2の6に掲げる内容とします。

## **第8 事業の透明性の確保**

事業実施主体は、事業実施に当たって、事業実施計画、事業実績報告、各種会議の資料及び研修のテキスト等について、ホームページ、広報誌等により公開してください。

## **第9 個人情報の安全管理について**

事業実施主体は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、本事業を通じて取得した個人情報の管理について、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。なお、第2の2の(1)の事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別添により適切に取り扱うよう留意してください。

(別記4別添)

## 地域計画に係る個人情報の取扱いについて

### 第1 本事業における個人情報

本事業において作成する地域計画に記載する、目標地区に位置付けられた農業を担う者に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となる場合には、個人情報の利用目的を明らかにし、今後の地域の中心となる経営体本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

個人情報を利用する事業等や関係機関が新規に追加された場合（これらの単なる名称変更の場合は除きます。）は、改めて本人の同意を得ることが必要です。

### 第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い（例）」を添付しています。）。

- 1 集落・地域での話し合い及び関係機関による検討会における検討を経て、地域計画を作成する、国へ報告するなど本事業の実施に利用すること並びに農地中間管理機構の業務に利用すること。
- 2 地域計画の実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。
- 3 地域計画の作成及び地域計画上の目標地区に位置付けられた農業を担う者として位置付けられていることが要件、優先配慮事項等となっている各種関連事業（※）の確認に利用する場合があること。
- 4 農林水産統計調査の調査事項の確認、補完等に利用すること。
- 5 1から4までの実施に伴い、必要最小限度の情報を関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

### 第3 同意を得る例

個人情報の取扱いについて、同意を得る方法として次の方法が考えられます。

- 1 農業者に地域計画を配付する際、一緒に別紙を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 2 集落座談会等で農業者に地域計画を説明する際、地域計画の裏面に別紙の文言を印刷し、賛同した者については、その場で同意名簿に署名してもらう。
- 3 別紙において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。

※ 各種関連事業とは、経営継承・発展等支援事業、集落営農活性化プロジェクト促進事業、新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営発展支援事業）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、農業信用保証保険支援総合事業（農業経営継承保証保険支援事業、農業近代化信金保証料助成交付事業）、農地集積・集約化等対策事業、農業競争力強化農地整備事業、農山漁村振興交付金、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、農地売買等支援事業等をいいます。

また、各種関連事業に名称変更があった場合は名称変更後の事業も対象とします。



(別紙) 農業委員会→農業者向け

個人情報の取扱い (例)

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

機構集積支援事業に係る個人情報の取扱いについて

農業委員会は、機構集積支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令の規定に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農業委員会は、本事業による集落等の地域の話合い及び検討会での審査・検討並びに国への報告で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付や統計調査に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限の情報を提供する場合があります。

事業等 (注1)	経営継承・発展等支援事業、集落営農活性化プロジェクト促進事業、新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営発展支援事業）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、農業信用保証保険支援総合事業（農業経営承継保証保険支援事業、農業近代化信金保証料助成金交付事業）、農地集積・集約化等対策事業、農業競争力強化農地整備事業、農山漁村振興交付金、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、農地売買等支援事業、農林水産統計調査 等  (※ その他追加する事業等があれば明確にすること)
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業共済組合連合会、土地改良区、農業共済組合、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業及び担い手経営発展支援金融対策事業の事業実施主体、農地中間管理機構 等  (※ その他追加する機関があれば明確にすること)

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

(法人・組織名)

氏名 (代表者名)

## 利用関係調整簿

### 1. 農地中間管理機構及び関係機関との利用調整

①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m <sup>2</sup> )			

②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

### 2. 地域・集落(地域計画)との利用調整

①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m <sup>2</sup> )			

②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

### 3. 所有者等との協議・打合せ

#### ①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m <sup>2</sup> )			

#### ②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

#### ③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

### 4. 借受希望者との協議・打合せ

#### ①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m <sup>2</sup> )			

#### ②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

#### ③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

定期報告書（第3四半期末時点）

〇〇農業委員会

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

農地の利用関係の調整										農地の利用状況等の調査							農地等訴訟等事務処理		台帳整備		農地の権利移動・借賃等調査		農地所有者等の意向確認調査			
農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等				報告農地所有適格法人数	勧告を行った農地所有適格法人数	立入調査を行った農地所有適格法人数	和解の仲介処理件数	うち成立件数	仲介延回数	農地利用調整打合出席延人数	利用状況調査		利用意向調査		農地中間管理機構等への通知	遊休農地の所有者等への勧告	所有者不明の農地の権利確認調査	訴訟事件等処理件数	弁明資料等の作成件数	実態調査日数	電算入力延日数	住基・固定台帳との照合作業日数	システム活用等実施時期	賃借情報区分数	権利移動等の状況取りまとめ件数	調査対象者数
実態調査	勧告	許可の取消し	あつせんその他必要な措置								管内農地面積	利用意向調査対象面積		第32条												
回	件	件	件	法人	法人	法人	件	件	回	人		ha	ha		ha	件	件	件	件	件	日	日	日		件	件

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

農業委員等の資質向上のための活動			その他活動	
開催回数	参加者数	研修内容	事業内容	進捗状況
回	人			

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告

〇〇都道府県農業委員会ネットワーク機構

農業委員会等相互の連絡調整	事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表	農業委員等に対する研修等の実施							農業委員会が農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動を円滑に遂行するために実施するための巡回等による支援	農地に関する情報の整理及び農業者等への提供		農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席			その他活動		
		研 修			中央研修会		女性農業委員登用等活動			情報整理	情報提供	開催回数	会議内容	出席者数	事業内容	進捗状況	
実施時期	活動内容	公表件数	開催回数	参加者数	研修内容	出席回数	出席者数	実施回数	活動内容	延べ巡回日数	実施件数	実施件数	開催回数	会議内容	出席者数	事業内容	進捗状況
		件	回	人		回	人	回		日	件	件	回		人		

定期報告書（第3四半期末時点）

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

一連番号	市区町村名	農業委員会名	農地の利用関係の調整										農地の利用状況等の調査						農地等訴訟等事務処理		台帳整備				農地の権利移動・借賃等調査		農地所有者等の意向確認調査				
			農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等				報告農地所有適格法人数	勧告を行った農地所有適格法人数	立入調査を行った農地所有適格法人数	和解の仲介処理件数	うち成立件数	仲介延回数	農地利用調整打合出席延人数	利用状況調査			利用意向調査			農地中間管理機構等への通知	遊休農地の所有者等への勧告	所有者不明の農地の権利確認調査	訴訟事件等処理件数	弁明資料等の作成件数	実態調査日数	電算入力延日数	住基・固台帳と照合作業日数	システム活用等実施時期	賃借情報区分数	権利移動等の状況取りまとめ件数	調査対象者数
			実態調査	勧告	許可の取消し	あつせんその他必要な措置								管内農地面積	利用意向調査対象面積		第32条	第33条													
															1号該当	2号該当															
			回	件	件	件	法人	法人	法人	件	件	回	人	ha	ha	ha	件	件	件	件	件	件	日	日	日		件	人			
合計																															
実施委員会数			委員会				委員会				委員会		委員会		委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会				委員会	委員会						

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

一連 番号	市 町 村 名	農業 委員 会名	農業委員等の資質向上のため の活動			その他活動	
			開 催 回 数	参 加 者 数	研 修 内 容	事業内容	進捗状況
			回	人			
合計							
			委員会			委員会	

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告

〇〇都道府県農業委員会ネットワーク機構

農業委員 会等相互 の連絡調 整	事務を効率 的かつ効果 的に実施し ている農業 委員会等の 取組に関す る情報の公 表	農業委員等に対する研修等の実施								農業委員会が農 地等の出し手・ 受け手の意向把 握等の農地利用 最適化活動を円 滑に遂行するた めに実施するた めの巡回等によ る支援	農地に関する情報の整理 及び農業者等への提供		農業委員会ネットワーク業務 を行うための会議への出席			その他活動	
		研 修			中央研修会		女性農業委員 登用等活動				情報整理	情報提供	開催 回数	会 内 議 容	出席 者数	事業 内容	進捗 状況
実施 時期	活動 内容	公表 件数	開催 回数	参加 者数	研修 内容	出席 回数	出席 者数	実施 回数	活動 内容	延べ巡回日数	実施 件数	実施 件数	開催 回数	会 内 議 容	出席 者数	事業 内容	進捗 状況
		件	回	人		回	人	回		日	件	件	回		人		



別記4様式第4号

令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

全国的な農地利用調整活動等

1 情報収集・分析事業

ア 調査項目

調査名	調査目的	開始時期	調査方法	調査結果の印刷部数及び配布先	調査結果の活用方法

イ 調査員の設置

調査名	調査員氏名	具体的な活動内容	活動日数

2 情報提供・指導事業

(1) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象にした研修会の開催

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数

※「講師」の欄は、講師謝金の支払い対象となる者を記載すること。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う研修の教材の作成

教材名	作成目的	作成部数	配布先

(3) 農業委員会等の取組状況についての点検等

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構担当者を対象にした会議の開催

会議名	開催時期	会議で周知する内容

イ 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の取組状況の確認

農業委員会数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数

ウ 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する指導・助言

指導・助言の実施状況		指導・助言の内容	
農業委員会等数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数	農業委員会等	都道府県農業委員会ネットワーク機構

別記 4 様式第 5 号

令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第 3 四半期）

農業委員会サポートシステム管理事業

1 農業委員会サポートシステムの管理・運営

- (1) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関との調整

実施時期	農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関	活動内容

- (2) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関に対する研修会の実施等

ア 研修会の実施

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数	講師

イ 農業委員会サポートシステムの更新状況

都道府県	研修会出席農業委員会等数	うち更新農業委員会等数

(注) 「うち更新農業委員会等数」には、第 3 四半期末時点で農業委員会サポートシステムが最新かつ正確な情報に更新されている農業委員会等数を記載

ウ 指導・助言

指導・助言の実施状況	指導・助言の内容

農業委員会等数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数	農地中間管理機構数	その他の関係機関数	農業委員会等	都道府県農業委員会ネットワーク機構	農地中間管理機構	その他関係機関

- (3) 農業委員会サポートシステムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応状況及び体制整備方針に対する対応状況

--

- (4) 事業の適正な実施に向けた対応状況等

ア 継続した情報の更新が行われない農業委員会等への対応状況

--

イ 法定項目が登録されていない農業委員会等への対応状況

--

ウ 都道府県農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構による利活用に向けた対応状況

--

エ 農業委員会サポートシステムの運営状況を踏まえ、必要な対策を講じ、運用を見直すために必要な体制整備方針に対する対応状況

--

- (5) その他

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施する（実施した）ことによる効果（具体的に）	備考

(注) この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

## 2 農業委員会サポートシステムの保守・運用

- (1) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の概要

概 要	
-----	--

(2) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の実施計画（完了報告）

時 期	事 項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記4の第2の5の(2)のアからエまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

3 農業委員会サポートシステムを活用した照合作業の支援

農業委員会サポートシステムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記4の第2の5の(3)のア及びイの取組内容について、簡潔に記載すること。

別記4様式第6号

令和〇年度機構集積支援事業  
(活動管理簿)

事業実施主体名

年 月 日	賃金等対象者	活 動 内 容

別記4様式第7号

令和〇年度機構集積支援事業における調査員の活動計画

全国農業委員会ネットワーク機構の長 宛

(調査名 〇〇)  
調査員氏名 〇〇〇〇

活動事項	目標達成に向けた活動内容	活動日数



別記4様式第8号

令和〇年度機構集積支援事業における調査員の活動日誌(〇月)

(調査名 〇〇)

調査員氏名 〇〇〇〇

年月日	活動内容	備考
計		
<p>上記の者は、機構集積支援事業の調査員として、活動したことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 全国農業委員会ネットワーク機構の長 〇〇 〇〇</p>		

(別記5)

## 農業委員会サポートシステム改修事業

### 第1 目的

食料安全保障への関心の高まりを踏まえ、農地取得者の国籍等の把握や農地台帳への記録を行う農地法施行規則の改正等が行われたことから、農業委員会がこれらの事務を適切かつ効率的に行えるようにする必要があることや、各地域で進められている地域計画の策定に向けた現況地図や目標地図の素案作成を円滑に遂行できるようにする必要があることから、次の事業に必要な経費を支援します。

### 第2 事業の内容

農業委員会サポートシステムについて次の改修等に必要な経費を支援します。

なお、1及び2の改修等については、全国農業委員会ネットワーク機構が改修等を実施する事業者（以下「システム改修事業者」といいます。）を公募の上選定することとします。また、システム改修事業者との契約に当たっては、確実に改修等を実施できるシステム改修事業者を選定し、公募随意契約により契約することとします。

- 1 農地法施行規則の改正により新たに農地台帳への記載が必要となった農地所有者の国籍等の項目追加及び関連する機能の改修
- 2 農林水産省地理管理情報共通管理システム（eMAFF 地図）の地図マスターデータによる、地図情報の更新
- 3 その他本事業を実施するために必要な取組

### 第3 事業実施における留意事項

- 1 全国農業委員会ネットワーク機構は、交付決定後速やかに改修等に係る仕様書を作成し農林水産省と協議を行うものとします。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会サポートシステムの改修等の実施に当たり、事前にプロジェクト実施計画書、WBS(Work Breakdown Structure)、設計書等を農林水産省に提出の上、協議を行うものとします。
- 3 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施期間中の各月末日までの事業の取組状況について、別記5様式により翌月10日までに経営局長に報告してください。
- 4 全国農業委員会ネットワーク機構は、3で報告した取組状況が1月以上遅延する場合は、速やかに農林水産省に連絡し、対応方針等を協議するものとします。
- 5 全国農業委員会ネットワーク機構は、改修等の過程で行う各テストで想定する結果が出力されないなど、インシデントが発生し、かつ対応策を速やかに策定できない場合、当該インシデントの深刻化を未然に防ぐ観点から、速やかに農林水

産省へ連絡するとともに、システム技術についての専門的な知見を有する者（全国農業委員会ネットワーク機構の職員及びシステム改修事業者を除く。）に解決策を求めるものとします。

- 6 全国農業委員会ネットワーク機構は、システム改修事業者からの成果物の受入試験を実施する際は、あらかじめ定められた要件を満たしているかを確認し、要件を満たしていないと判断した場合は、システム改修事業者の責において必要な改修を行うものとします。

#### **第4 事業に要する経費の使途**

事業に要する経費の使途は、別表2の7に掲げる内容とします。

#### **第5 事業の透明性の確保**

全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に当たって、事業実施計画、事業実績報告等について、ホームページ、広報誌等により公開してください。

#### **第6 個人情報の安全管理について**

全国農業委員会ネットワーク機構は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、本事業を通じて取得した個人情報の管理について、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。

別記5様式

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)  
(代表者名)

農業委員会サポートシステム改修事業に係る取組状況報告書

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号）  
別記5の第3の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 本事業のスケジュールと進捗状況
- 2 課題とその対応状況
- 3 リスクの管理状況